

京都市優良職員等表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月23日

京都市長 門川 大作

京都市規則第71号

京都市優良職員等表彰規則の一部を改正する規則

京都市優良職員等表彰規則の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「公示」を「公表」に改め、同条第2項中「又は賞金」を削り、同条第3項中「市役所及び区役所の掲示場に掲示することにより公示する」を「インターネットの利用その他適切な方法により公表する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が公表することが適当でないとき、この限りでない。

第5条第1項中「毎年京都市自治記念日（10月15日）に」を「随時」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、永年勤続表彰は、毎年京都市自治記念日（10月15日）に行う。

第5条第2項を削る。

第6条中「又は賞金」を削る。

第8条を次のように改める。

（表彰を受けるものの選定）

第8条 表彰を受けるものの選定は、京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所、区役所支所、消防局、交通局、上下水道局、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局又は農業委員会事務局の長（担当局長を含む。）の推薦に基づき行財政局人事担当局長の審査を経て行う。ただし、永年勤続表彰については、この限りでない。

第9条から第12条までを削り、第13条を第9条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（行財政局人事部人事課）